中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業

に係る公募型プロポーザル方式実施要領

１．事業の目的

　中泊町国民健康保険小泊診療所(以下、「診療所」という。)の患者への医療提供の充実を図るため、診療所とへき地医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)をオンラインで結び、遠隔診療を行うためのソフトウェアシステム及びシステムを導入する。

　なお、導入にあたっては、民間の高度な専門的知識やノウハウを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により業務委託者を選定することとし、選定する場合の手続きについて必要な事項を定める。

２．事業の概要

　(１) 事業名

　　　 中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業

　(２) 事業内容

　　 別紙「中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業仕様書」のとおり

　(３) 履行期間

　　 契約締結日の翌日から令和７年１２月２６日（金）を予定

３．委託者選定方式

　公募型プロポーザル方式

４．提案上限額

　提案上限額は消費税及び地方消費税を含む額とし、表１のとおり設定する。

　また、提案の内容にかかわらず、下表の業務区分ごとに示す提案上限額を超える提案は受け付けない。

　表１　提案上限額　　１１，３８０，０００円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務区分 | 提案上限額 | 備考 |
| オンライン診療の導入に必要な情報通信機器等の購入に要する経費 | １，５００，０００円 | 需用費、備品導入費 |
| 診療所における電子カルテシステムの導入に要する経費 | ９，８８０，０００円 | 委託料、導入費、設置工事費備品導入費、保守費用 |

５．プロポーザルのスケジュール

　募集要項の配布・募集開始・・・・・令和７年６月２６日（木）

　質問書受付期限・・・・・・・・・・令和７年７月３日（木）午後５時

　質問回答・・・・・・・・・・・・・令和７年７月８日（火）

　参加表明書・・・・・・・・・・・・令和７年７月１１日（金）午後５時（必着）

　提案書提出期限・・・・・・・・・・令和７年７月１６日（水）午後５時（必着）

　プレゼンテーション審査時間連絡・・令和７年７月１８日（金）午後５時まで

　プレゼンテーション審査委員会・・・令和７年７月２５日（金）

　選定結果通知・・・・・・・・・・・令和７年７月下旬を予定

　契約締結・・・・・・・・・・・・・令和７年７月下旬を予定

６．参加資格

　提案者は、次のすべてに該当する場合、参加資格があるものとする。

　(１) 法人格を有すること。

　(２) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でな

いこと。

　(３) 中泊町において現に入札参加除外措置又は指名停止を受けていないこと。

　(４) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て又は

　　 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなさ

　　 れていないもの。

　(５) 中泊町建設工事等暴力団排除措置要綱による入札参加資格除外措置を受けていない

　　 こと。

　(６) 市町村税、県税、国税を滞納していないこと。

　(７) 過去５年間（2020年度～2024年度）において、医療機関に同様のシステム導入の実

　　 績があること。

７．提案書の提出

　(１) 書類提出方法

　　 提案書は、中泊町国民健康保険小泊診療所まで郵送（書留郵便）又は持参すること。

　　 なお、郵送時の事故等により提出期限までに届かない場合、本町はその責を負わない。

　(２) 提出書類

　　ア　参加資格確認に関する書類

　　　①参加表明書（様式１）

　　　②業務実績一覧（様式２）及び様式２に記載の業務実績がわかる契約書類等の写し

　　　③会社の概要がわかる資料（パンフレット等）

　　イ　提案書に関する書類

　　　④表紙（様式３）

　　　⑤業務担当予定者の経歴等（様式４）

　　　⑥提案書（任意様式）

　　　⑦参考見積（任意様式）

　　　※「⑤業務担当予定者の経歴等」については、勤務実績がわかる書類の写しの添付

　　　　は求めないが、必要に応じて提出を要求する場合がある。

　(３) 様式及び部数

　　ア　７（２）アの①～③については、各１部提出すること。

　　イ　７（２）イの④～⑦については、１セットとし10部提出すること。

　　ウ　７（２）イ⑥の提案書については任意様式としA４判とする。また、文章を補完す

　　　るために写真、イラスト等を使用してもよい（図表以外のポイントは11ポイント以

　　　上とすること。）。

　　エ　提案内容は別紙仕様書及び評価指標を踏まえたものとすること。

　(４) 提出期限

　　参加資格確認に関する書類　　令和７年７月１１日（金）午後５時まで（必着）

　　提案書に関する書類　　　　　令和７年７月１６日（水）午後５時まで（必着）

８．審査

　本プロポーザルについては、中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別に定める仕様書及び評価基準に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。なお、審査（プレゼンテーション及び事業者へのヒアリング）の結果についての異議申し立ては受け付けない。

（１）書類審査・プレゼンテーション及び事業者へのヒアリング

　　ア　選定委員会は、提出された参加資格確認に関する書類及び提案書について、仕様書

　　　及び評価基準に基づいて審査するとともに、提案についてのプレゼンテーション及び

　　　質疑応答を実施し、その内容により評価点を採点し、最優秀提案者を１者選定する。

　　イ　プレゼンテーション及び事業者へのヒアリング審査の順番は、参加表明書の受付順

　　　とする。なお審査は非公開とする。

　　ウ　プレゼンテーション及び事業者へのヒアリングの日程については、別途参加者へ通

　　　知するものとする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は３名までと

　　　し、時間については１者３０分程度（プレゼンテーション２０分、ヒアリング１０分）

　　　を予定している。

（２）審査基準

　　ア　審査は選定委員会の各委員が、評価基準に基づいて、各提案についてそれぞれ審査

　　　を行う。

　　イ　審査方法は、各委員が評価し、その合計点が高い順に順位を付け、第１位とした委

　　　員を最も多く獲得した事業者を契約候補者、２番目に多く獲得した者を次点者として

　　　選定する。ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がよ

　　　り高い者を契約候補者、他方を次点者とする。総合計点も同じ場合には、委員長の判

　　　断で契約候補者等を決定する。

　　ウ　本プロポーザルへの参加事業者が１者の場合は、提案書等の審査により選考すると

　　　ともに、業務を適切に実施できると評価した場合に、当該参加者を契約候補者として

　　　選定する。

（３）審査結果

　　　　選定委員会の選定を受けて、契約候補者を決定した後に、審査結果を提案者へメー

　　　ルで通知する。なお、審査結果についての異議申し立てはできない。

９．事業及び本プロポーザルに関する質問及び回答

　本プロポーザルに関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。なお、質問に対する回答への再質問は受け付けない。

　(１) 提出方法

　　９(４)提出先に記載のメールアドレスあてにメールで提出すること。

　　件名は「中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業プロポーザル質問書」と

　すること。質問にあたっては、質問書（様式５）を使用すること。

　(２) 提出期限　令和７年７月３日（木）午後５時まで（必着）

　(３) 回答方法

　　令和７年７月８日（火）までに、参加申込者全員に対し、電子メールにて送信する。

　(４) 提出先

　　中泊町国民健康保険小泊診療所　奈良

　　E-mail　　hidenori\_n@town.nakadomari.lg.jp

　　Ｃｃ　　　akihiko\_k@town.nakadomari.lg.jp

１０．契約候補者決定の取り消し

　次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

　・参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合

　・提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

１１．失格の条件

　以下の条件に該当する場合は失格になることがある。

　・提案書等に不備、不足があった場合

　・提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

　・提案書に虚偽内容が記載されている場合

　・提案書作成のための業務仕様書等に示された条件に適合しない場合

　・審査の公平性を害する行為を行った場合

　・提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合

　・見積金額が見積限度額を上回った場合

１２．契約の締結

　(１) 選定委員会が選定した契約候補者と本町が協議し、委託契約に係る仕様を確定させ

た上で契約を締結する。業務仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、契約候

　　 補者と本町との協議により最終的に決定する。

　(２) 契約金額は、協議結果に基づき業務仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を

徴収し決定する。

　(３) 契約候補者と本町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合に

は、審査結果において次順位の提案者と協議を行うこととする。

１３．その他

　(１) 提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は提案者負担とする。

　(２) 提出された書類は返却しないものとする。

　(３) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。

１４．問合せ・提出先

　中泊町国民健康保険小泊診療所　奈良

　住　　　所・・〒037-0512　青森県北津軽郡中泊町大字小泊字朝間１番地２５

　電　　　話・・０１７３－６４－２１１７

　ファックス・・０１７３－６４－２１１６

　E-mail・・・・hidenori\_n@town.nakadomari.lg.jp

Ｃｃ・・・・・akihiko\_k@town.nakadomari.lg.jp